

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	箇条 8 構造 8.1 構造一般 構造は、良質の材料を用いて丈夫に作り、通常の使用状態において危険が生じるおそれがなく手動操作及び動作が円滑で、電気的接触が確実であり、取扱いが容易で、電線の接続が確実かつ容易に行えるものでなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 8.3	箇条 8 構造 8.1 構造一般 構造は、良質の材料を用いて丈夫に作り、通常の使用状態において危険が生じるおそれがなく手動操作及び動作が円滑で、電気的接触が確実であり、取扱いが容易で、電線の接続が確実かつ容易に行えるものでなければならない。 8.3 端子 電線を接続する端子及び端子ねじは、次に適合しなければならない。 a)端子ねじは、部品の取付けに共用しないものである。 b)端子は表面接続のものとし、電線の接続に当たっては、はんだ付けを必要とする銅管端子又は電線の先端を環状に曲げる必要のあるものを用いない構造とする。 c)単相3線式の場合の接地側は、中央端子とする。 d)端子の大きさは、規定する大きさ以上の端子ねじを用い、	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				8.5	<p>かつ、通常、規定する太さの電線の接続ができる構造とする。</p> <p>8.5 動作機構</p> <p>つまみの操作は、できるだけ軽く行えるものでなければならない。</p>	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2.1 7.2.3 7.2.4 7.3	<p>箇条7 性能</p> <p>7.2.1 動作電流</p> <p>制限器は、動作電流試験をしたとき、30秒以内で引外し動作をしてはならない。また、60分以内で動作しなければならない。</p> <p>7.2.3 200%電流引外し</p> <p>制限器は、200%電流引外し試験をしたとき、規定する時間以内で動作しなければならない。</p> <p>7.2.4 過電流時延</p> <p>制限器は、過電流時延試験をしたとき、1秒以内で動作してはならない。また、規定する時間以内で動作しなければならない。</p> <p>7.3 過負荷性能</p> <p>制限器は、過負荷試験をしたとき、接点の甚だしい損傷、焼損、溶着その他の電氣的又は機械的な支障が生じてはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				7.4	7.4 越流性能 制限器は、越流試験をしたとき、越流によって動作することなく、かつ、接点が溶着してはならない。	
				7.11	7.11 短絡遮断性能 制限器は、短絡遮断試験後、実用上支障なく定格電圧の下で定格電流を開閉できなければならない。	
				箇条8	箇条8 構造	
				8.1	8.1 構造一般 手動操作による復帰であるとともに、手動操作で遮断もできる構造でなければならない。	
				8.5	8.5 動作機構 動作機構は、次に適合しなければならない。 a)多極のものは、各極が同時遮断する。 b)引外し機構は、重力を利用しないもので、引外し自由形とし、通常、リセットを要せず、また、使用者によってみだりに調節できないものである。 c)素子は、非接地側に設けてある。 d)整定を不正にしたり、自動引外しを妨害できないように封印できるものである。 e)動作部分に設けるねじ又はナットは、振動によって緩まないように、回り止めが施してある。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					f)つまみには、引きひもを取り付けられるように、適切な孔又はこれに代わるものが設けてある。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3 8.7 箇条 12	箇条 8 構造 8.3 端子 電線を接続する端子のうち、接地側の端子記号は“N”と表示しなければならない。 8.7 開閉の表示 開放状態及び投入状態を、文字又は色によって、見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。 箇条 12 表示 制限器には、見やすい場所に容易に消えない方法で、名称、定格電圧等規定の事項を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.16 7.17	箇条 7 性能 7.16 アンモニアガス耐久性能 制限器は、アンモニアガス耐久試験をしたとき、端子部分に用いる黄銅製部品に破損又はひび割れが生じてはならない。 7.17 耐食性 制限器は、耐食性試験をしたとき、鉄及び鋼の部品表面に腐食の発生があつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 8 8.1 8.2 8.6	箇条 8 構造 8.1 構造一般 鉄及び鋼は、さび止めを施さなければならない。 8.2 通電部分 通電部分は、次に適合しなければならない。 c)導電金具及び電氣的接触部は、絶縁物の収縮、振動などによって容易に緩まない構造とする。 d)導電部相互間を締め付けるねじ及び端子ねじの作用している山数は、金属相互で貫通する場合は、ねじ径 8 mm 未満のものでは 2 山以上、ねじ径 8 mm 以上のものでは、ねじの作用している部分の長さがねじ径の 40 %以上でなければならない。貫通しない場合は、ねじ径以上とする。なお、ねじは容易に緩まない構造とする。 8.6 台及び蓋 動作機構を直接取り付ける台は、良質の絶縁材料を用い、取付方法が適切で、長期使用によって動作特性に変化を与えるおそれがないものでなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされて	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.15	箇条 7 性能 7.15 温度特性 制限器は、温度特性試験をしたとき、以下の性能を満足しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		いるものとする。		箇条8 8.1	<p>一定格電流の 127%から 150% (定格電流ごとに規定される) の電流を通電したとき、30 秒以内で引き外し動作をしてはならない。</p> <p>一定格電流の 127%から 150% (定格電流ごとに規定される) の電流を通電したとき、60 分以内で引き外し動作をしなければならない。</p> <p>一定格電流の 200%の電流を通電したとき、2秒から6秒(定格電流ごとに規定される) 以内で引き外し動作をしなければならない。</p> <p>一定格電流の 300%から 440% (定格電流ごとに規定される) の電流を通電したとき、10 秒から 30 秒 (定格電流ごとに規定される) 以内で引き外し動作をしなければならない。</p> <p>一定格電流の 300%から 440% (定格電流ごとに規定される) の電流を通電したとき、1 秒以内で引き外し動作をしてはならない。</p> <p>箇条8 構造 8.1 構造一般</p> <p>じんあいの侵入又は外物による損傷を防ぐため、動作機構を密封する構造でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名： 電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 性能 7.12 箇条 8 8.2	箇条 7 性能 7.12 耐熱性能 制限器は、合成樹脂製の台及び蓋にあつては、耐熱試験をしたとき、膨れ、ひび割れ、機能を損なう変形などを生じてはならない。 箇条 8 構造 8.2 通電部分 通電部分は、次に適合しなければならない。 a) 熱応動要素以外の通電部分には、銅若しくは銅合金又はこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性があるさびにくい材料を使用する。 b) ばね作用をする通電部分の材料は、りん青銅板又はこれと同等以上の効力があるものである。 c) 温度の高くなる箇所の絶縁物は、この温度に十分に耐え、かつ、吸湿性の少ない材料を用いる。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	箇条 8 構造 8.1 構造一般 構造は、次に適合しなければならない。 c) 使用状態で、充電部に手が触れない構造である。 f) 一般使用者が、蓋及び外郭を容易に開けることのできない	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名： 電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		護すること。			構造である。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.8	箇条7 性能 7.8 絶縁抵抗 制限器は、絶縁抵抗試験をしたとき、各部の絶縁抵抗が5MΩ以上でなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.6 7.9 7.11 箇条8 8.1	箇条7 性能 7.6 温度上昇 制限器は、温度試験をしたとき、コイルの温度上昇が規定の値以下でなければならない。 7.9 耐電圧 制限器は、耐電圧試験をしたとき、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が生じてはならない。 7.11 短絡遮断性能 制限器は、短絡遮断試験後、絶縁抵抗試験を行い、各部の絶縁抵抗は、0.5MΩ以上でなければならない。 箇条8 構造 8.1 構造一般 絶縁物は、器体の外被の材料が絶縁体を兼ねる場合は、機械器具に組み込まれる部分を除き、厚さが0.8mm以上、か	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				8.4 8.6	つ、ピンホールがないもの。ただし、人が触れるおそれのないものは、0.5 mm 以上であってもよい。 8.4 絶縁距離 絶縁距離は、規定する値以上とする。 8.6 台及び蓋 台は、次に適合しなければならない。 b) 動作機構を直接取り付ける台は、良質の絶縁材料を用い、取付方法が適切である。 c) 台裏面の充電部分は、取付面から 3 mm 以上の深さとし、かつ、その上を 65 °C 以下で軟化しない、硫黄を除く絶縁性耐水質混和物の適量を容易に脱落しないように詰めてある。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.11 箇条 8 8.1	箇条 7 性能 7.11 短絡遮断性能 制限器は、短絡遮断試験をしたとき排気孔又はハンドル開口部分に接して置いた かなきん に点火してはならない。 箇条 8 構造 8.1 構造一般 金属製の蓋又は箱で、アークが達する部分は、燃えにくい絶縁物を取り付けなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.6	箇条 7 性能 7.6 温度上昇 制限器は、温度試験をしたとき、温度上昇が規定の値以下でなければならない。	
第十一条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	箇条 8 構造 8.1 構造一般 構造は、次に適合しなければならない。 d) 通常、制限器は、垂直取付形とし、簡単かつ堅固に取付けできる構造である。 h) 金属製の蓋、箱又は台は、電線に損傷を生じるおそれがないように、電線の貫通部に絶縁ブッシングを取り付けなければならない。	
第十一条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.13	箇条 7 性能 7.13 荷重性能 制限器は、荷重試験をしたとき、各部に異常があつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名： 電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		計その他の措置が講じられるものとする。				
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.6	箇条 8 構造 8.6 台及び蓋 台裏面の充電部分は、取付面から 3 mm 以上の深さとし、かつ、その上を 65 °C 以下で軟化しない、硫黄を除く絶縁性耐水質混和物の適量を容易に脱落しないように詰めなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、無監視状態で使用されるものであり、各要求事項は無監視を前提としている。 そのため、各要

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き						求事項を満たすことで、無監視での安全性が担保されるため非該当が妥当と考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3	箇条 8 構造 8.3 端子 規定する太さの電線の接続ができる構造でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示される	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.7	箇条 8 構造 8.7 開閉の表示 開放状態及び投入状態を、文字又は色によって、見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		ものとする。		箇条 12	箇条 12 表示 制限器には、見やすい場所に容易に消えない方法で表示しなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8368 : 2016

規格名：電流制限器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上